

新規の体制（南海トラフ地震臨時情報に基づく体制）

災害警戒本部準備態勢

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

あらかじめ指定された職員が参集し、後発地震に関する情報の収集や、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる呼びかけを行う。

既存の体制（震度情報に基づく体制）

既存の体制は、地震災害が発生した後の応急対応を実施する目的で策定

災害警戒本部警戒態勢

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

あらかじめ指定された職員が参集し、後発地震に関する情報の収集や、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる呼びかけを行う。

○愛知県西部で震度4の地震が発生したとき

あらかじめ指定された職員が参集し、地震に関する情報の収集や、施設の被害状況の確認、対策本部の設置準備等を行う。

災害対策本部第1次非常配備態勢

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

あらかじめ指定された職員が参集し、施設の点検や非常時の体制の確認、資材の確保を行う。

日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる呼びかけを行う。

○市内で震度4以下の地震が発生し、被害が生じたとき

あらかじめ指定された職員が参集し、地域防災計画（地震災害対策）に記載している事務分掌のとおり災害対応を実施する。

災害対策本部第2次非常配備態勢、施設配備態勢

○愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生したとき

全職員が参集し、地域防災計画（地震災害対策）に記載している事務分掌のとおり災害対応を実施する。

新規の体制は、南海トラフ地震の想定震源域で地震災害等が発生した場合、後発地震の発生に備える目的で策定

南海トラフ地震臨時情報と震度情報は異なる系統の情報のため、異なる参集基準の情報が同時に発出される可能性があります。その際は、より下部にある態勢をとることとします。